

ごみ処理施設建設候補地が決定しました

市では、環境センターの老朽化に伴い、新しいごみ処理施設整備を計画しており、その建設用地について、昨年8月1日から3か月間、公募によって応募を受け付けていました。

その結果、市内2地区から応募があり、「高島市ごみ処理施設建設検討委員会」で選定評価いただいた答申に基づき、「朽木宮前坊区」を建設候補地とすることを決定しました。

なお、建設候補地の公募に応募申請いただきました地区の皆さんはもろろのこと、ごみ処理行政の課題を自らの問題としてご認識いただき、熱心にご議論いただいた皆さんに改めて、心から感謝申し上げます。

今後は、平成37年度末を目途に、新たなごみ処理施設を建設するための準備にとりかかります。つきましては、施設整備にあたり、環境その他の基準を順守することはもとより、周辺地域の生活



環境に配慮した適正な施設を整備し、安全安心なごみ処理施設の建設を目指します。皆さんには、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願ひします。



出典：国土地理院 地図閲覧サービス

環境政策課 (25) 8104

あなたの“困りごと”相談してみませんか？

☎ 社会福祉課 ☎ (25) 8120



いま、失業や借金、家計のやりくりといった経済的な事情や、ひきこもりのような地域での孤立状態などが原因で「困りごと」を抱える人が増えています。このような方々が、経済的、社会的に自立し、安心して生活を送れるように、市では「つながり応援センターよろず」を設置し、生活全般に関するさまざまな相談を受け支援を行っています。あなたや家族、友人が抱える「困りごと」の解決に向け、まずはご相談ください。

▼相談支援の流れ

- ①相談 → ②目標 → ③行動 → ④確認 → ⑤見直し → ⑥解決

▼支援の対象

Home improvement, Debt management, Employment, Social participation, Hiding, Interpersonal anxiety.

お気軽にご相談ください！

つながり応援センターよろず

(高島市社会福祉協議会内)

所在地 市役所高島支所2階
電話番号 (36) 8255
相談時間 8時30分～17時30分
相談方法 電話や面談のほか、訪問での相談もお受けします。

JRマキノ駅前広場にバリアフリー対応型トイレが完成しました！

☎ 交通政策課 ☎ (22) 0058

JRマキノ駅を利用される皆さんの利便性の向上を図るため、新たに駅前広場にトイレを整備しました。男子トイレには、小さいお子さん連れのお父さんでも一緒に利用いただけるようおむつ交換台を設置しました。また、女子トイレには、小さい男の子連れのお母さんにも一緒に利用いただけるように小便器を設置しています。



- 男子トイレ: 小便器3基, 大便器2室, 洗面器3基
多目的トイレ: 大便器1基
オストメイト対応設備(人工肛門等の洗浄器)、おむつ交換台、ベビーキープ、着替えスペース付き

- 女子トイレ: 大便器3室, 小便器1基, 洗面器3基
小さい男の子専用小便器付き！

投票立会人を募集します

平成31年度に行われる選挙の投票所の投票立会人を募集します。応募できるのは、高島市の選挙人名簿に登録されている方です。

【仕事の内容】

投票所で投票が公正かつ適正に行われているかどうか立ち会っていただきます。

2月15日(金) 必着

【立ち会いの場所】

期日前投票所：市役所または支所などに設置する期日前投票所
選挙当日の投票所：立会人の属する投票区投票所

【立ち会いの日時】

期日前投票所：告示日または公示日の翌日から投票日の前日までの指定日。8時30分から20時まで
(期日前投票の開始・終了時刻は変更になる場合があります)
選挙当日の投票所：7時から20時まで(一部投票所閉鎖時刻の繰り上げあり)

【報酬額】

期日前投票所：1日あたり 9,500円
選挙当日の投票所：1日あたり 10,700円

【その他】

希望者が多数の場合など、応募いただいても選任されないことがあります。立ち会いは、選挙管理委員会事務局が指定します。平成31年度には滋賀県議会議員および参議院議員の任期満了に伴う選挙が予定されています。募集要項など詳しいことは、お問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

選挙管理委員会事務局 (25) 8000



所得税等の申告

▼申告が必要な方

- 平成30年中の所得の合計が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- 給与所得がある方で次のいずれかに該当する方
 - ①給与収入金額が2,000万円を超える。
 - ②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える。
 - ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える。
 ※①～③以外の方にも、申告が必要な場合があります。
- 公的年金受給の方で、次のいずれかに該当する方
 - ①公的年金の収入が400万円を超える。
 - ②公的年金以外での所得が20万円を超える。
 ※①②以外の方で、医療費控除等により所得税等の還付を受ける方は、預金通帳口座番号(申告者名義のもの)が必要となります。

給与所得者の還付申告などの簡易な申告は、市役所でも受け付けています。

ただし、次に該当する方は今津税務署で申告してください。

- ・(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・土地や株などの譲渡所得がある方
- ・初めて事業所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方



▼譲渡所得がある方

土地、建物、株式、^{きんじがね}金地金等の資産を売却した際に、譲渡益が生じている場合には、譲渡所得として所得税の課税対象となります。

また、平成28・29年分の確定申告で「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例」の適用を受けるための手続きをされている方は、平成30年中に株式等の譲渡がなかった場合でも、平成30年分の確定申告書の提出が必要です。

確定申告書を提出される場合は、納税者本人の本人確認書類(マイナンバーカード)の提示もしくは写しの添付が必要となります。

マイナンバーカードを持っていない場合は、番号確認書類と身元確認書類の2種類が必要です。



▶農業収支の事前相談会

農業所得の収支内訳書を作成していただくための相談会を次の日程で開催します。また、申告期間中は大変混みますので、ぜひこの機会をご利用ください。

▼次のものを持ってきてください。

- ①平成30年分収支内訳書
(内容ごとに集計し、収支内訳書に下書きをしておいてください。)
- ②収支内訳書を作成するために集計した帳簿類
- ③平成29年分(前年分)収支内訳書の控え
- ④筆記用具、電卓



開催日	会場	受付時間
2月7日(木)	マキノ支所 朽木支所	9時～11時30分
2月8日(金)	安曇川公民館	9時～15時
2月12日(火)	今津老人福祉センター	9時～11時30分
2月13日(水)	高島保健センター	9時～15時
2月14日(木)	観光物産プラザ	9時～11時30分

昨年から一部会場を変更していますのでご注意ください。

平成30年分

税の申告がはじまります

期限間際は混み合うのでお早めに

閩税務課 ☎(25)8116 今津税務署 ☎(22)2561

申告期間

2月18日(月)～3月15日(金) 土日を除く

平成31年度(平成30年分)の市民税・県民税の申告と平成30年分の所得税および復興特別所得税(以下併せて「所得税等」という。)の確定申告が始まります。

申告期間中の各会場の受付曜日は右の表のとおりです。ご都合の良い日、会場をご利用ください。

市民税・県民税、所得税等

所得税等

会場 観光物産プラザ 他

会場 今津税務署

受付時間 9時～16時

受付時間 9時～16時

※市民税・県民税の申告は、観光物産プラザ・支所等の会場のみ受け付けとなります。

会場	曜日	月	火	水	木	金
観光物産プラザ(新旭公民館)		●	●	●	●	●
マキノ支所			●	●		
今津老人福祉センター		●			●	●
朽木支所			●	●		
安曇川公民館		●			●	●
高島保健センター			●	●		
今津税務署		●	●	●	●	●

●印が受付日です。昨年一部会場を変更していますのでご注意ください。

市民税・県民税の申告

▼申告が必要な方

平成31年1月1日現在、市内に居住されている方
ただし、次の方を除きます。

- ①所得税等の確定申告書を提出した方
- ②前年中の所得が給与所得のみで、年末調整を済ませている方(勤務先から給与支払報告書の提出があった方に限ります。)

所得が少なくても申告が必要な場合があります

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、その年分の所得税等の確定申告等は必要ありません。しかし、市民税・県民税の申告は必要になる場合がありますのでご注意ください。
- ②所得が全くない方でも、国民健康保険や後期高齢者医療保険などに加入されている方は申告が必要です。また、介護保険、福祉医療、高額医療の申請をされる方や国民年金の免除申請等をされる方についても申告が必要となる場合があります。
- ③所得証明書が必要な方は、申告をされていないと発行できません。

▼申告に必要なもの

- 申告書用紙(昨年申告された方は事前に郵送しています。)
- 印鑑
- 納税者本人の本人確認書類(マイナンバーカード)の提示または写しの添付(カードをお持ちでない方は、番号確認書類と身元確認書類の2種類を提示)
- 源泉徴収票
 - ➔給与所得者または公的年金の受給者
- 生命保険料、国民年金保険料等の支払金額の証明書
- 国民健康保険税(料)等の納付金額の確認ができる資料
- 医療費控除を受けられる方
 - ➔医療費控除の明細書もしくは、セルフメディケーション税制の明細書(事前に計算の上、作成をお願いします。)
- 決算書(収支内訳書) ➔事業所得者
- その他(申告の内容により必要な書類があります。)

12月 補正予算の概要

固財政課 ☎ (25) 8111

平成30年度12月補正予算が、12月議会で可決されました。概要は次のとおりです。

●歳入歳出補正予算

※1万円未満を四捨五入しています。

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	307億3,580万円	5億1,440万円	312億5,020万円
特別会計	121億4,882万円	1億9,864万円	123億4,746万円
事業会計	124億3,323万円	139万円	124億3,462万円
予算総計	553億1,785万円	7億1,443万円	560億3,228万円



●主な事業

被災農業者向け 経営体育成支援事業	農業施設災害復旧事業	補助林道災害復旧事業	道路災害復旧事業
3,257万円	7,939万円	6,165万円	2,133万円
平成30年9月の台風21号により被災した農業者の農業用施設・機械等について、復旧に要する費用の一部を助成します。	平成30年7月豪雨および同年9月の台風21号により被災した農業用施設など(11か所)について、復旧工事を実施します。	平成30年9月の台風21号により被災した林道施設(3路線8か所)について、復旧工事を実施します。	平成30年7月豪雨により被災した市道(3路線4か所)について、復旧工事を実施します。

今津税務署からのお知らせ

○所得税等・消費税の確定申告の納期限等

- 【所得税等】 納期限 …… 3月15日(金)
振替納付日 … 4月22日(月)
- 【消費税】 納期限 …… 4月1日(月)
振替納付日 … 4月24日(水)

○納付は金融機関でお願いします

税務署の納付窓口は大変混雑しますので、最寄りの金融機関での納付をお勧めします。

○国税の納付手続きについて

国税の納付は、申告した税額等に基づきご自分で納付期限までに納付していただく必要があります。(納付用紙は税務署または主な金融機関に備え付けてあります。)

申告書の提出後に、改めて、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんのでご注意ください。

また、今年からQRコードを利用したコンビニ納付ができるようになりました。(30万円以下の納付に限ります。) 国税庁ホームページからコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となっていますので、ぜひご利用ください。

納付方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

○ご注意ください

今津税務署の申告書作成会場は、土曜日・日曜日を除く2月18日(月)から3月15日(金)の9時から16時まで開設します。(「作成済みの申告書等の提出」および「用紙の交付」は17時まで行っています。)

申告書作成会場では16時まで申告相談の受け付けをしていますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終了させていただく場合もあります。開催期間中は混雑が予想されますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお勧めします。



交付日程

会場	交付日時
高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月18日 月 9時30分~11時30分
マキノ支所	3月18日 月 13時30分~16時
朽木支所	3月19日 火 9時30分~11時30分
高島公民館	3月19日 火 13時30分~16時
観光物産プラザ	3月20日 水 9時30分~11時30分
安曇川公民館	3月20日 水 13時30分~16時

上記日程中に西部県税事務所窓口では交付できません。この期間を逃した場合は3月22日(金)以降に西部県税事務所窓口で交付を受けてください。

申請日程

会場	受付日時
高島公民館	3月1日 日 9時30分~14時
観光物産プラザ	3月3日 月 10時~14時
安曇川公民館	3月4日 火 9時30分~15時
高島合同庁舎 (旧高島県事務所) (2階2-A会議室)	3月5日 水 9時30分~14時
朽木支所	3月6日 木 11時~14時
観光物産プラザ	3月7日 金 9時30分~14時
マキノ支所	3月8日 土 9時30分~14時

上記日程中に西部県税事務所窓口では申請できません。この期間を逃した場合は3月11日(月)以降に西部県税事務所窓口で申請してください。その場合、申請時期によっては交付が4月以降になることがあります。

農業用軽油引取税免税証の申請受付と交付を行います

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付と交付を行います。

申請時に必要なもの

- 1 免税軽油使用者証(以前から免税証を受領している方)
- 2 印鑑(認め印可)
- 3 前年度に免税証を受領している方は、消費状況を記入した「免税軽油の引取り等に係る報告書」
- 4 免税軽油を引き取った際の納品書等
- 5 今年耕作される田畑の面積を認める書類(昨年の水稲共済細目書等)
- 6 次に該当する方は手数料460円が必要です。
・初めて免税軽油使用者証の交付を申請する方
・免税軽油使用者証の更新手続きが必要な方
・免税軽油使用者証の記載事項に変更がある方(機械の変更や追加がある場合は、新しい機械の名称、形式、馬力数を調べておいてください。)

交付時に必要なもの

印鑑・受付票

ご注意ください

- 1 今お持ちの免税証の有効期限が、平成31年3月31日までの方が対象となります。
- 2 申請受付はどの会場でも手続きできます。できる限りこの機会に申請手続きをしてください。
- 3 有効期限が4月以降の方は、4月以降に西部県税事務所窓口で手続きをしてください。
- 4 国税または県税、市税の滞納処分を受け、滞納処分の日から2年を経過しない場合は、免税証の交付はできません。(共同申請の場合は構成員、法人の場合は役員に滞納処分を受けた方がいる場合に交付できません。)



高島納税課(市役所新館内)

☎ (25) 8012